

159

見 解 書

— 東京都中央地区清掃工場建設事業 —

平成 9 年 4 月

東 京 都

1 総括

1.1 事業者の名称及び事務所所在地

名 称：東京都

代 表 者：東京都知事 青島幸男

事務所所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1.2 対象事業の名称

東京都中央地区清掃工場建設事業

(事業の種類：廃棄物処理施設の設置)

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1 のとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建設	所在地	東京都中央区晴海五丁目地内
	面積	約 29,700㎡
	工事着工年度	平成10年度(予定)
	工場稼働年度	平成13年度(予定)
	処理能力	可燃ごみ600t ₂ /日 (焼却炉300t ₂ /日・炉×2基)
	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約33m
	煙突	外筒鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約180m
	清掃関連施設	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約32m

1.4 評価書案に対する主な意見と事業者の見解の概略

評価書案に対して、都民の意見書が4件、関係区長として中央区長、港区長、江東区長及び品川区長から意見が出された。また、公聴会においては公述人1人から意見が述べられた。それらに対する事業者の見解の概略は、次に示すとおりである。

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
<p>大気汚染 (1)清掃工場排出ガス 【複合的な影響】</p> <p>現在、建設が予定されている清掃工場がいかにか管理された設計と言えども、俗に言う「煙のでない工場ではない」わけですから、24時間継続的に排出される排ガスが私たちの住む環境に複合的に汚染することは明らかです。</p>	<p>中央地区清掃工場は、最新の公害防止設備を設け、大気汚染物質の排出抑制に努めております。また、法規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守してまいります。</p> <p>なお、排出ガス等からの汚染物質濃度につきましては、定期的に環境測定等を実施してまいります。</p>
<p>(2)清掃車両排出ガス ①環境影響評価書案及び中央区のお知らせにも公表されているように、現在晴海地区の大気汚染状況は「浮遊粒子状物質」「二酸化窒素」「光化学オキシダント」について基準値を達成していない。</p> <p>これらを基準にした各種のバックグラウンド濃度は、今日の環境基準値を超えている状況で算定されております。特に「二酸化窒素」の主な原因は、自動車だと言われております。清掃工場稼働に伴い、将来の一日の交通量が5%~10%の車両の増加が見込まれることが予想されております。この地を逃げることでできない私たち住民にと</p>	<p>東京都においては、平成9年2月に「生活都市東京構想」を策定しました。その中で、低公害車の普及促進、自動車交通量抑制対策の実施等を行い、平成12年度までに二酸化窒素の環境基準をおおむね達成し、平成17年度までにすべての測定局での達成をめざしております。また、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質につきましても、環境基準を早期に総体として達成し、さらにより高い目標の達成をめざしております。</p> <p>こうした目標の達成のため、本事業においても様々な施策を展開していきます。例えば、①清掃車ルートを分散し集中を防ぐ、②清掃車に低公害車を使用するなど、車両排出ガスによる影響をできるだけ少なくするよう努めております。</p> <p>現在、中央区のごみは、その大部分が江東区及び品川区の清掃工場に搬入されております。これが計画工場に搬入されることで、清掃車両全体の走行距離が減少します。他の区についても同様に、「自区内処理の原則」によって建設される自区内の清掃工場に搬入することになれば、清掃車両全体の走行距離が減少し、自動車排出ガスによる大気汚染の防止に寄与するもの</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
<p>って、現在以上の直接的な大気汚染は、健康問題、強いては生命の危機と言って過言ではないと考えます。</p> <p>②清掃車両の搬入搬出に関して、晴海地区内において専用の通路を作ることが全く考えられていない。そのため、一般道路を日量1000台を超える車両が毎日往復することとなり、排出ガスを増加させ、快適なまちづくりをめざす晴海の再開発に逆行する。清掃車の通路に対して環境上の配慮をするべきである。</p> <p>かつて江東区が清掃事業で他区のごみの影響を受けていたように、いま晴海地区でも、大きな問題を今後に残すことになる。</p>	<p>と考えます。</p> <p>さらに、中央地区清掃工場の煙突排出ガスについては、大気汚染防止法等の法律、条例を遵守することはもちろんのこと、法規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守してまいります。</p> <p>なお、清掃車両は、一日当たり、ごみ収集車両として延べ540台及び灰運搬車両として、延べ20台が往復する計画としております。</p>
<p>(3)ダイオキシン</p> <p>①ダイオキシン類に関する健康への影響について厚生省が平成8年10月に、また環境庁が平成8年12月にそれぞれ中間報告として基準値が発表されているが、少なくともこれらの数字を下回る排出基準とすべきである。ダイオキシンの人体への影響については、まだ不明な点も多く、最近では不妊症の発生の原因としても指摘されている。</p> <p>②いかに公害防止技術が進歩したとしても、清掃工場は近隣環境に影響与える可能性を持った施設であることは否定</p>	<p>1. ダイオキシン類対策</p> <p>厚生省は、平成2年12月に「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「旧ガイドライン」という）を策定しました。東京都では、このガイドラインに基づき、ダイオキシン類対策を実施してまいりました。</p> <p>厚生省では、平成8年6月、「ダイオキシンのリスクアセスメントに関する研究班」において、当面のTDI（耐容一日摂取量）を10pg-TEQ/kg/日とする中間報告をとりまとめ、このTDIを新たな評価指針としてダイオキシン対策を一層促進するため、「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」を設置し、検討を行ってきました。</p> <p>「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」では、ダイオキシン対策を、緊急対策と恒久対策とに分けて検討し、平成9年1月に、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「新ガイ</p>

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解 の 概 略
<p>できない。最近の研究では人体に有害なダイオキシンの大半はゴミ焼却で発生するとの指摘もある。</p> <p>③ダイオキシンの発生・影響についての環境影響評価が不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央区における大気中のダイオキシン濃度のバックグラウンド値や住民の摂取量が示されていない。 ・新清掃工場の操業によるダイオキシンの増加予測が示されていない。 ・操業開始後の継続的モニタリング体制についても言及されていない。 <p>環境庁もダイオキシンの安全対策を強化する方向にある今、十分な対策を強く求める。</p>	<p>「ライン」という)を策定しました。</p> <p><新ガイドラインについて></p> <p>① 緊急対策</p> <p>ごみ焼却施設の影響を最も受ける最大着地濃度地点においてもダイオキシン類の摂取量がTDIを超えることのないよう対策を講ずることとし、緊急対策の必要性を判断するための基準として80ng-TEQ/N^mを示した。この基準を満足しない焼却炉にあっては直ちに対策を講ずることが必要である。</p> <p>② 恒久対策</p> <p>緊急対策に加え、恒久対策として、技術的に可能な限りダイオキシン類の排出を削減することとした。環境庁の「ダイオキシンリスク評価検討会」では、平成8年12月に「健康リスク評価指針値」(人の健康を維持するための許容限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい水準として人の暴露量を評価するために用いる値)として、5pg-TEQ/kg/日を提案する中間報告をとりまとめている。ごみ焼却施設からの排出量が我が国におけるダイオキシン類の排出量のうちかなりの割合を占めていることを踏まえ、この健康リスク評価指針値を</p>
<p>も参考として、恒久対策を実施していくことが必要である。</p> <p>新設の全連続炉におけるダイオキシン類の排出濃度を恒久対策を講じることにより、0.1ng-TEQ/N^m以下とすることを基準とし、このための対策を提示している。</p> <p>2. 中央地区清掃工場での取組み</p> <p>(1)評価書案では計画工場について、厚生省が平成2年12月に発表した旧ガイドラインを踏まえて計画しましたが、今回、新ガイドラインが策定されたのにもとない、計画工場はこの新ガイドラインに基づいたものとし、ダイオキシン類対策は、以下に示す計画とします。</p> <p>排ガス中のダイオキシン類の発生を防止・抑制するため、次に示す燃焼設備及び排ガス処理設備を設置するとともに適切な施設運営等により、煙突から排出されるダイオキシン類の排出濃度を新ガイドラインで示されている基準値0.1ng-TEQ/N^m(2,3,7,8-TCDD毒性等価換算濃度/国際法)以下とします。</p> <p>① 施設運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正負荷による運転 <p>施設の運営に当たっては施設の運転及びごみ収集計画等において、ごみ質が均一</p>	<p>も参考として、恒久対策を実施していくことが必要である。</p> <p>新設の全連続炉におけるダイオキシン類の排出濃度を恒久対策を講じることにより、0.1ng-TEQ/N^m以下とすることを基準とし、このための対策を提示している。</p>

事業者の見解の概略

になるように努めるとともに、焼却炉の負荷を適正な範囲に保ち、安定した燃焼を継続する。

・連続運転の継続

施設の運転に当たっては、連続運転を可能な限り長期化できるような運営を行う。

・定期測定の実行

排ガス中のダイオキシン類濃度を定期的に測定しその結果を記録に残す。測定頻度は、年一回を原則とする。

② 燃焼設備

・焼却炉

焼却炉の設計に際しては、炉形式、構造、炉規模、燃焼方法、ごみ質等を考慮するとともに安定した燃焼の継続に配慮しつつ、下記条件を指標に維持管理する。

▽燃焼温度 : 850℃以上(目標900℃以上とする)

▽上記燃焼温度でのガス滞留時間 : 2秒以上

▽煙突出口の一酸化炭素(CO)濃度 : 30ppm以下

(O₂ 12%換算値の4時間平均値)

▽安定燃焼 : 100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させないように留意する。

上記条件は、温度計に加えてCO連続分析計及びO₂連続分析計を設置し監視するものとする。

③ 排ガス処理設備

排ガス処理設備は、以下に示す集じん器の低温化、吸着除去法及び分解除去法を組み合わせることで、ダイオキシン類の高度処理を行う。

・集じん器の低温化

低温腐食防止に配慮しつつ、入口排ガス温度を200℃未満とする。

・吸着除去法

▽粉末活性炭の吹込み

—集じん器入口に粉末活性炭を吹き込むことにより、ダイオキシン類を吸着除去する—

・分解除去法

酸化触媒等による、ダイオキシン類の分解。

(2) 計画工場からのダイオキシン類の排出濃度については、新ガイドラインに基づき定期的に測定し、公表してまいります。

(3) 計画工場の稼働により煙突から排出されるダイオキシン類の大気拡散による人に対する影響(人の体重1kg当たり一日最大摂取量)を計算すると(新ガイドラインに示されている基準値0.1ng-TEQ/Nm³に基づく)、計画工場では、最大着地濃度地点で 2.75×10^{-5} pg-TEQ/kg/日となり、当面のTDI(10pg-TEQ/kg/日)はむしろ「健康リスク評価指針値」をも大きく下回ります。

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解 の 概 略
<p>悪 臭</p> <p>清掃車両の運行やごみバンカへの投入時等、操業中に生ずる悪臭の流出が生じないよう努力すべきである。また、悪臭は基準値で処理するような押し付けは避けるべきである。</p>	<p>都の既設清掃工場の敷地境界における、悪臭測定結果（平成7年度）によれば、臭気濃度はほとんどが10未満になっており、悪臭物質濃度についても、定量下限値未満か、法規制値を大きく下回っています。計画工場も既設の工場と同様な以下に示すと通りの悪臭対策を講じてまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにします。また、ごみバンカ内の空気をごみ燃焼用として強制的に焼却炉に吸引し、高温で熱分解し臭気を取り除きます。 ②プラットホームの出入口にはエアーカーテン及び自動扉を設けます。 ③ごみバンカには、バンカゲート（扉）を設け、ごみ投入時以外は閉じておきます。 ④定期点検整備等の焼却炉停止時には、ごみバンカ内の空気を脱臭装置に送って活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにします。 ⑤ごみ収集車両は、汚水漏れがないよう密閉構造とし、車体に付着したごみ汚水は工場敷地外に出る前に自動洗車装置により洗い流します。 ⑥工場内の道路は適時清掃します。 <p>なお、工場稼働に当たっては、法律や条例に基づく基準を遵守することはもちろんのこと、悪臭防止に万全の対策と維持管理に努めてまいります。</p>
<p>騒音・振動</p> <p>建設工事における騒音・振動の発生は、最善の対策を講じて抑制していくべきである。また、工場稼働時は24時間操業となることから、防音装置等により近隣への影響を完全に防止すべきである。</p>	<p>建設工事における騒音・振動については、次のような対策を講じて、低減に努めてまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①工事中は、低騒音、低振動型の建設機械及び工法を採用する。 <p>また、建設機械は点検・整備を行い、良好な状態で使用し、騒音・振動の発生を極力少なくするように努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ②工事区域は、周囲を仮囲いで囲む（高さ3m程度）こととします。また、建設機械類の配置については一か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討します。 <p>また、運転操作に当たっては、騒音・振動の低減を</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
	<p>図るよう細心の注意を払い工事を進めてまいります。</p> <p>工場稼働後の清掃工場から発生する騒音・振動については、次のような対策を講じ、付近住宅への影響のないよう万全の防音・防振対策を講じてまいります。</p> <p>①工場設備は、原則として屋内に設置します。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周囲を囲い壁に吸音材を取り付ける等騒音を減少させる対策を行います。</p> <p>②振動の発生するおそれのある設備機器は、防振ゴム等による防振対策を講じてまいります。</p> <p>③ボイラ用安全弁等必要な機器には、消音器を取付けます。</p>
<p>景観</p> <p>晴海の再開発まちづくりの都市景観と調和に配慮し、いかにも清掃工場というイメージを払拭して高さを低く圧迫感をなくして、これが工場と思えないといった明るさと近代性ある外観を持たせるべきである。これまで図示されたイメージ図ではこまる。</p>	<p>中央地区清掃工場では、地域の特性に配慮して、建物や煙突のデザインや色彩に工夫を凝らし、地元の意向も伺い将来のまちの姿を考慮して計画しており、魅力ある都市景観の形成に寄与するものと考えます。</p> <p>また、建物の高さは工場棟では約33mとし、壁面線の後退や緑豊かなオープンスペースを確保することにより圧迫感の軽減を図っています。</p>
<p>その他</p> <p>事業計画</p> <p>〔建設予定地の選定〕</p> <p>建設計画に関する地元説明会において、清掃工場が超安全な施設であると説明されていますが、晴海地区の一般的な社会的イメージダウンは避けられません。晴海地区には広大な遊休地や用地転換などによる土地の取得が可能であるにもかかわらず、先住者である私たちの居住者の同意無</p>	<p>清掃工場の建設にあたっては、周辺市街地の都市環境に配慮した計画とし、地域の開発の核施設となる清掃工場の余熱を利用した中央区施設の整備、緑豊かな憩いの場の創出に努めていきます。</p> <p>清掃工場建設予定地については、全体の土地利用計画や工場の立地条件等から、現在計画している位置以外に適地はなく、建設予定地として決定したもので、これまで住民説明会、晴海地区及び月島地区まちづくり協議会などで建設計画について説明し協議をしております。</p> <p>今後も、晴海地区のまちづくりに十分配慮し、地域に受け入れられる施設となるよう、地元住民並びに区と協議してまいります。</p>

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解 の 概 略
<p>く、住宅に隣接して建設されることは、到底認めるわけにはいきません。建設地の変更を含め、地元住民との協議の場を要求いたします。</p>	
<p>〔まちづくりとの整合性〕</p> <p>晴海地区は中央区にとって、定住人口回復のためのまちづくりとして最重要地区である。しかるに東京都は臨海副都心開発の見直しを行った。このことが晴海の再開発の動きを大きく停滞させてしまった。国際交流ゾーンとしての開発についても白紙化している。</p> <p>こうした中で、ひとり清掃工場建設計画のみが先行している。清掃工場の建設は、まちづくりとの整合性をもって、再開発の一環として進められなければならない。「はじめに清掃工場ありき」ではいけない。</p> <p>したがって晴海のまちづくりの計画は工場と同時に進行させていかなければならない。</p>	<p>臨海副都心開発については、当初の基本計画策定から約9年を経過し、開発を取り巻く社会経済状況や、ゆとりと豊かさへの指向等都民の意識に大きな変化が生じたので、開発の第一段階である始動期の終了に合わせ、始動期後の開発について総合的な見直しを行ったものです。</p> <p>晴海地域については、平成9年3月に策定された「臨海副都心まちづくり推進計画」にあわせて、国際交流拠点の整備を含む地域整備のマスタープランである「豊洲・晴海開発整備計画」を早期に改定し地元関係者の理解と協力を得ながら、開発を進めていく必要があると考えております。</p> <p>今後、この計画に基づき、住民の皆様及び地元区と協議しながら、清掃工場建設と併せて、まちづくりを着実に進めてまいります。</p>
<p>〔処理能力（適正規模）〕</p> <p>①中央区の可燃ごみ量は平成3年度と平成8年度を比べると、約10%強減少しており、事務所ごみの減少傾向と中央区の人口減による生活ごみの減少を考慮すると、計画される新清掃工場の処理能力 600</p>	<p>平成3年10月に策定した「清掃工場建設計画」では、ごみ量の予測を行っています。この中では、都区部における平成12年度のごみの発生量は年間644万トンとなるが、家庭系ごみ20%、事業系ごみ30%、全体で23%の減量化を行うことにより、497万トンになると予測しました。中央地区清掃工場の計画にあたっては、中央区から排出される平成12年度の可燃ごみ量を1日あたり530トンと見込み、これに周辺開発による</p>

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解 の 概 略
<p>トン／日は過剰な能力ではないかと思われる。</p> <p>清掃工場の新設は巨額の都費を注込む事業であり、しかも清掃事業の区への移管後はその維持費は区民の負担となる。従ってごみ発生量に見合ったごみ処理能力の確保をめざすべきである。</p> <p>予定される新工場は適正規模か。</p> <p>新清掃工場のランニングコストはどの程度か。</p> <p>②中央区内において一部で現在行われている古紙や瓶・缶そしてペットボトルの回収を全区的に町会、商店会、団地自治会などへの支援と併せて行う、徹底した再資源化、リサイクルにより処理能力1日当たり600トンと言う大型の焼却型清掃工場は、中央区には必要がないと考えます。</p>	<p>増加分を加え、600トンの焼却能力といたしました。</p> <p>資源循環型の社会システムの構築を目指したリサイクル事業を、都区が協力して積極的に推進するため、平成4年2月、都区の協議により役割分担がなされました。その内容は、区は家庭系を中心としてリサイクルを実施し、都は事業系を中心としたリサイクルを推進することとなりました。この役割分担にもとづき、東京都は家庭系のごみのリサイクルについては、区の事業に積極的に協力していきます。</p> <p>また、ペットボトルの店頭回収については、都民及び販売事業者の協力を得て、平成9年4月から開始しました。</p> <p>中央区のごみ量は、近年減少傾向にあります。この原因は、減量・リサイクルへの取組もありますが、景気の低迷によるものも大きいと考えております。今後、景気の動向によってはごみ量が増加に転ずる可能性もあります。また、現在建設を進めている新海面処分場は、東京港に残された最後のごみの埋立地であり、その延命化のためにも、中間処理をしていないごみは一切持込むことはできません。</p> <p>計画工場は、「自区内処理の原則」に基づき、安定的な焼却体制の確立のために建設するもので、その能力は適正規模であると考えております。</p> <p>東京都における、平成7年度の可燃ごみ焼却に係る平均的な処理原価（減価償却含）は、可燃ごみ1トン当たり約1万3千8百円となっています。</p>

2 対象事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

東京都は、平成7年11月に発表した「とうきょうプラン'95（東京都総合3か年計画）」において、平成8年度までに可燃ごみの全量焼却を達成し、さらにその能力を安定的に確保するため、清掃工場の建設・建替えを進める計画である。清掃工場の建設にあたっては、地域から出たごみはその地域で処理するという「自区内処理の原則」を基本理念におき、負担の公平化と作業の効率化・円滑化に努めているところである。

本事業は、この施策の一環として、中央地区に清掃工場の建設を行い、「とうきょうプラン'95（東京都総合3か年計画）」の達成を図ることを目的とする。

「とうきょうプラン'95（東京都総合3か年計画）」に基づく平成7年度から12年度までの計画は、表2.1-1 に示すとおりである。

表2.1-1 「とうきょうプラン'95（東京都総合3か年計画）」に基づく事業計画

事業名	事業計画	平成6年度末 現況	平成7～12年度計画
清掃工場の建設・建替	可燃ごみの全量焼却を達成し、その能力を安定的に確保するため清掃工場の建設および建替えを進める。	13工場稼働中 10,315t/日	(1) 新設 ①完成 3,100t/日（6工場） 有明、墨田、港、豊島、渋谷、中央 ②調査、検討 世田谷、台船式、千代田、中野、新宿、荒川 (2) 建替 ①完成 4工場 千歳、江戸川、北、江東 ②調査 多摩川

2.2 事業の内容

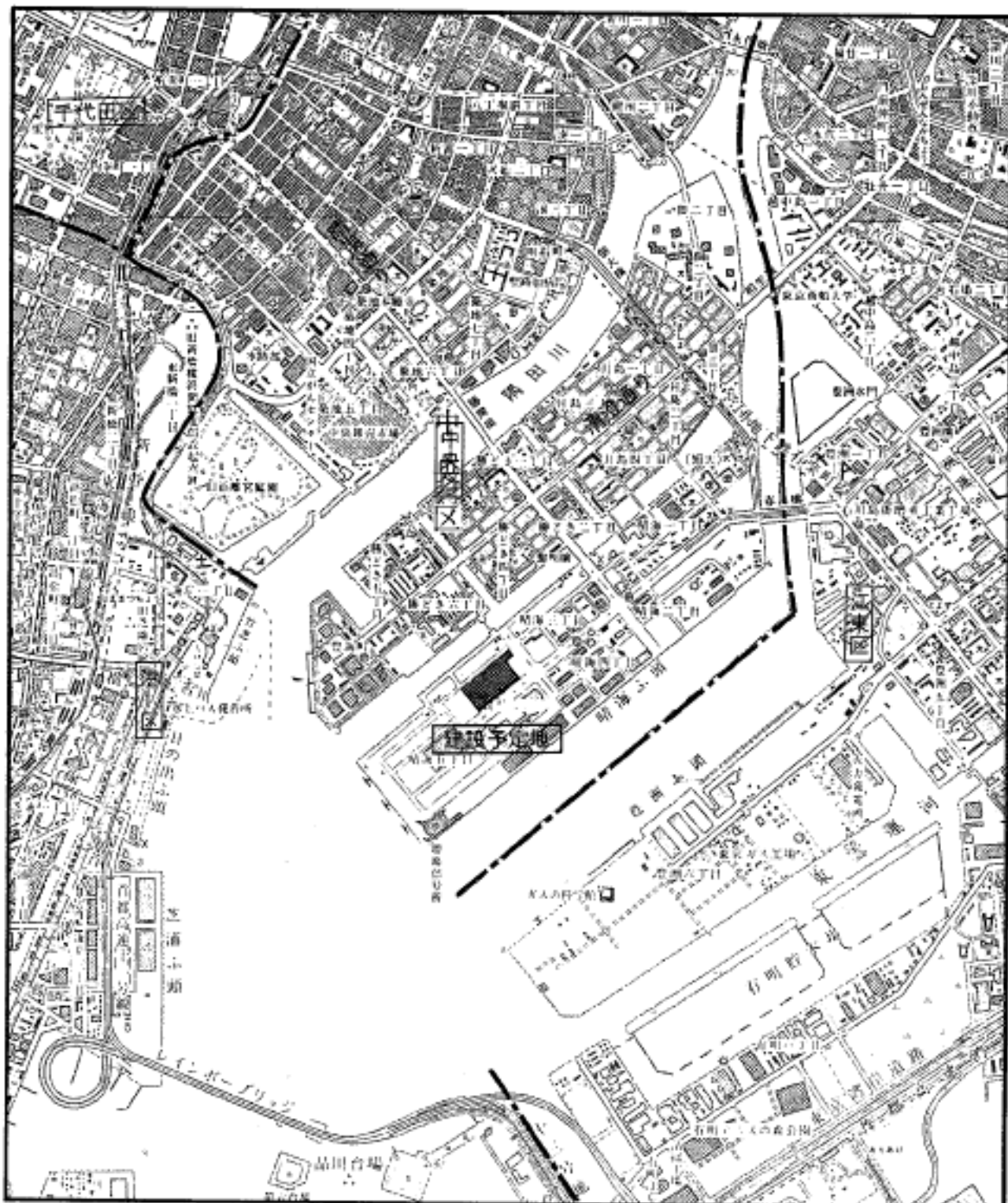
2.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図2.2-1 に、対象事業の区域（以下、「建設予定地」という）は、図2.2-2 に示すとおりである。

建設予定地は中央区南部の隅田川河口域にあり、晴海ふ頭の南西部の晴海五丁目に位置している。

建設予定地の北東約 1.5kmには営団地下鉄月島駅、北東約 0.5kmには主要地方道日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）が通っている。

建設予定地は、昭和30年代に造成された埋立地で、造成後は東京国際見本市会場として平成8年3月まで利用されていた。なお、対象事業の工事期間中には、東京国際見本市会場跡地内の構内道路として使用されていた用地の一部を工事区域として使用する計画である。

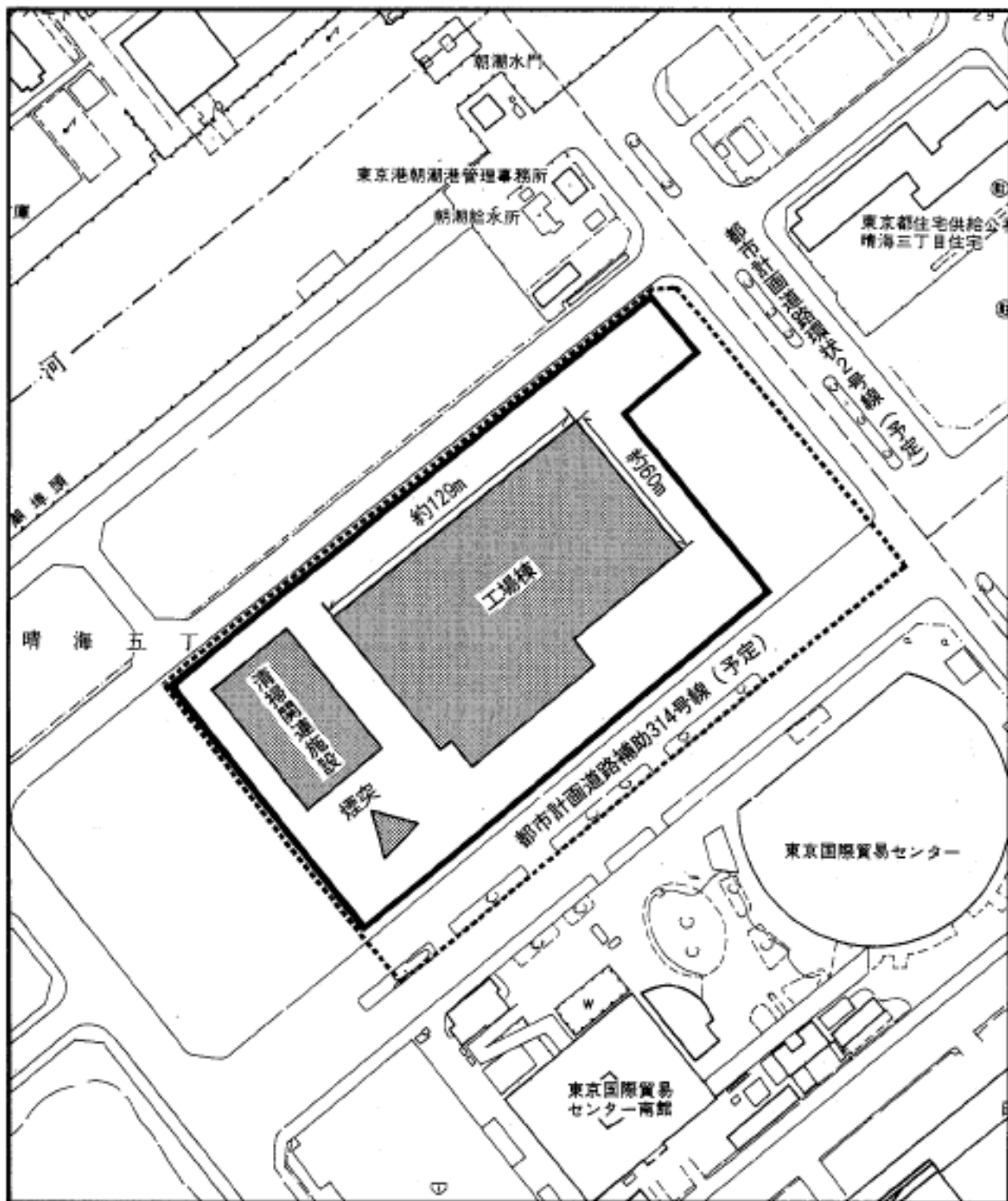


凡 例

- 建設予定地
- 区 境

図 2.2-1
対象事業の位置

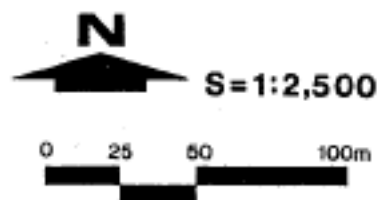




凡 例

- 建設予定地
- 計画建物等
- 工事区域

図 2.2-2
対象事業の区域



2.2.2 計画の内容

(1) 施設配置計画

施設計画の概要は表2.2-1 に、施設の配置計画は図2.2-3 に示すとおりである。

なお、計画地盤高さは、A.P.+6.5mとする。

表2.2-1 施設計画の概要

施設		面積	計画の概要
建築物等	工場棟 (管理室を含む)	約14,700㎡ (建築面積等)	構造形式：鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ：約33m
	ステップガーデン		屋上緑化、地域開放空間
	付属施設		計量棟、洗車設備等
	煙突	構造形式：外筒鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ：約180m	
	清掃関連施設	約2,600㎡ (建築面積)	構造形式：鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ：約32m
構内道路・駐車場等		約6,200㎡ (内駐車場1,700㎡)	一般者・見学者、工場用駐車場
緑地		約6,200㎡	緑地
合計		約29,700㎡	

ア 建築物等

主な建築物等として工場棟、清掃関連施設及び煙突があり、煙突の高さは約180mである。

・工場棟

焼却設備、公害防止設備などが設置される建物。

・ステップガーデン

工場棟の周囲にある構内道路の一部にコンクリート蓋掛けし、緑地等に利用したもの。

・付属施設

ごみ収集車両を洗車する洗車設備、工場に搬入されたごみの重量を計る設備のある計量棟など。

・煙 突

焼却に伴う排出ガスを大気中に排出させる設備。

煙突高さは、航空法の高度制限内で大気拡散を図るため、約 180mに設定した。なお、煙突の見付幅は、下部から上部まで約21mである。

・清掃関連施設

工場の管理機能（事務室、会議室など）、ごみ焼却時に発生した余熱を利用した区施設（プール、集会所など）及び区車庫との合築。

イ 構内道路、駐車場等

工場棟の周囲には、清掃車両が走行する構内道路を設ける。この道路上の一部をステップガーデンとして利用し、清掃車両の動線に沿って計量棟、洗車設備を設ける。なお、清掃車両の入口は東側及び北側に、出口は南側に設けるが、清掃車両は主に東側の入口を利用する。清掃関連施設の利用者は同施設西側の構内道路を利用する。

駐車場は煙突のまわり及び清掃関連施設内に設け、清掃関連施設の一般車（23台）は、煙突のまわりに駐車する。

ウ 緑 地

敷地外周部はできるかぎり緑化するとともに、南東側にまとまった緑地を配置するなど、約6,200 m²の緑地を設ける。さらに、ステップガーデンの上にも植栽を行う。

樹種の選定にあたっては、臨海部という立地条件を考慮し、耐風性及び耐潮性に優れた樹木を採用することとし、高木、中木、低木を適切に植栽する。

(2) 焼却設備計画

焼却設備の主要項目は表2.2-2 に示すとおり、1日 600トンの可燃ごみを焼却する設備である。

表2.2-2 焼却設備の主要項目

項 目	焼却設備（プラント）計画の内容
処 理 能 力	600 ^ト ／日 (焼却炉300 ^ト ／日・炉×2基)
処 理 方 式	全連続燃焼式火格子焼却炉
処 理 対 象 ご み	可燃ごみ
運 転 計 画	・ 1日24時間の連続運転 ・ 600 ^ト ／日焼却
搬 入 ご み 量	700 ^ト ／日(週6日搬入)
ごみバンクの容量	約10,000 ^m ³
灰バンクの容量	約400 ^m ³

(3) 車両計画（ごみの搬入・灰等の搬出車両計画及び清掃関連施設利用車両計画）

ア ごみの収集区域

原則として中央区内とする。

イ ごみの搬入及び灰等の搬出日時

月曜日～土曜日の朝 8時～夕方 5時

ウ 車両台数

清掃車両等^{*)}の台数は表2.2-3 に示すとおりである。

表2.2-3 清掃車両等台数

(単位：台/日)

車 両	車種	入 車 台 数			合計台数	
		補助314号線	静岡圏公道通り	そ の 他		
清掃車両	ごみ収集車両	大型	121	2	2	125
		小型	389	7	19	415
	灰搬出車両	大型	20	0	0	20
清掃関連施設利用車両	小型	48	44	0	92	

車 両	車種	出 車 台 数			合計台数	
		補助314号線	静岡圏公道通り	そ の 他		
清掃車両	ごみ収集車両	大型	121	2	2	125
		小型	389	7	19	415
	灰搬出車両	大型	20	0	0	20
清掃関連施設利用車両	小型	92	0	0	92	

*) 清掃車両等：ごみ収集車両、灰搬出車両及び清掃関連施設利用車両をいう。

灰搬出車両は、ダンプトラック10^m車とした。

入 車：清掃工場へ向う方向 / 出 車：清掃工場から離れる方向

その他：晴海五丁目地区のごみ収集車両をいう。

2.2.2 工事計画

建設工事の期間は、平成10年度に着工後、約40か月を予定している。

建設工事の主な工種は、準備工事、地中障害物撤去・表層改良工事、山留め・杭・地盤改良工事、掘削工事、基礎・く体・仕上工事、プラント工事、外構工事に分けられる。

2.3 環境管理に関する計画等への配慮

中央地区清掃工場の建設地域には、「とうきょうプラン'95（東京都総合3か年計画）」「東京都環境管理計画」「環境保全都市づくりガイド」「豊洲・晴海開発整備計画」「中央区第二次改定基本計画」などの計画がある。

2.3.1 計画等への配慮事項

本事業においては、これらの計画にもとづき環境へ配慮した事項は、表2.3-1

(1)、(2) に示すとおりである。

表2.3-1(1) 環境管理に関する計画等に配慮した事項

1 東京都総合3か年計画の内容	配 慮 事 項
<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの有効利用 清掃工場のごみ焼却熱等、未利用エネルギーを地域において活用するとともに都庁舎、公共施設の省エネルギー化を推進する。 ・都市環境の保全 健康で安全かつ快適な環境を確保するため、大気、水、騒音等の環境基準の達成を図る。 特に、窒素酸化物、浮遊粒子状物質による大気汚染や道路交通騒音の主要原因である自動車公害についての取組を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却により発生する熱を、廃熱ボイラで回収し、中央区の公共施設への熱供給エネルギーとして使用する。また、工場設備には、省エネルギー型の機器を設置しエネルギー消費の節約を図る。 ・大気汚染防止法による規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守する。特に、いおう酸化物、浮遊粒子状物質等については、従来より更に厳しい自己規制値に変更し、これを遵守する。
2 東京都環境管理計画の内容	配 慮 事 項
<ul style="list-style-type: none"> 地域別の望ましい環境像 ・まちの清々しさと静けさ ・自然とのふれあい ・まちの美しさとゆとり 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場の建設にあたっては、環境負荷を最小限とするために、大気汚染防止法による規制値より厳しい自己規制値を設定するなど低公害対策に努める。 ・清掃工場の建設敷地内に、まとまった緑地を確保する。また、建築物の屋上の一部をステップガーデンとして緑化を図る。 ・工場棟の一部をステップガーデンとし地域の開放空間を確保する。

表2.3-1(2) 環境管理に関する計画等に配慮した事項

3 環境保全型都市づくりガイドの内容	配 慮 事 項
<ul style="list-style-type: none"> ・分散型電源立地によるエネルギー有効利用 ・環境保全型地域暖冷房 ・都市の保水機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却により発生する廃熱を利用して発電を行い、清掃工場で使用するほか、余剰の電力を売却するなど熱エネルギーの有効な利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱を、廃熱ボイラで回収し、中央区の公共施設へ熱供給する。 ・清掃工場の建設敷地内に、まとまった緑地を確保して地下水涵養を図る。
4 豊洲・晴海開発整備計画の内容	配 慮 事 項
<ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の整備 地区内の公園・緑地の量は、地区面積に対して18%以上を確保する。 ・都市景観の形成 魅力ある都市景観や快適な都市環境を創造する。建築物の形態については、景観に配慮した建築物の整備に努める。 ・環境の保全 地区の環境保全に積極的に取り組み、質の高い都市環境の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場の建設敷地内に、まとまった緑地を確保する等、緑地面積を建設敷地面積の20%以上にする。 ・工場の周回道路上の一部をコンクリートで覆い、緑地の増加を図る。また、工場の壁面に変化を持たせ圧迫感を低減するなど景観に配慮する。 ・大気汚染防止法による規制値より厳しい自己規制値を設定するなど、低公害対策に努める。
5 中央区第二次改定基本計画の内容	配 慮 事 項
<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な都心居住計画 ・美しい都市景観の形成 ・環境保全 地球環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場の建設敷地内に、まとまった緑地を確保する。 ・清掃工場の工場棟の外壁面に変化をつけるなどデザインを工夫し景観に配慮する。また、煙突の形状を三角形とし、色彩を工夫することにより、新たなランドマークの創出を図る。 ・ごみ焼却により発生する廃熱を利用して発電を行い、清掃工場で使用するほか、余剰の電力を売却するなど未利用エネルギーの有効な利用に努める。
6 その他	配 慮 事 項
<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の発生抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省が平成2年12月に策定した「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を踏まえた計画とし、排ガス中のダイオキシン類については、ガイドラインに対応した焼却設備や公害防止設備を設置するとともに適切な燃焼管理によりダイオキシン類の発生抑制を図る。